2022 再計発第 73 号 2022 年 6 月 10 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108 日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、2022年4月15日付け2022再計発第7号をもって申請しました、再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

■:核不拡散の観点から公開できない箇所

### 1. 補正の内容

再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付1に示すとおり変更する。また、別添「再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表」を、添付2に示すとおり変更する。

### 2. 補正の理由

品質・保安会議に係る事項の変更について、安全・品質本部副本部長を委員として明確にすること及び役員等への安全に係る教育の実施計画を審議事項として明確にすることを反映するため、2022 年4月15日付け2022 再計発第7号をもって申請した再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書について、補正を行う。

以上

### 1. 変更の内容

令和3年5月21日付け原規規発第2105219号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定(以下「保安規定」という。)の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表

### 2. 変更の理由

以下に示すとおり、MOX 燃料加工施設の建設工事に伴う保全区域の変更、品質・保安会議に係る事項の変更等について反映する。

#### (1) 保全区域の一部変更

MOX 燃料加工施設の建設現場拡張に伴い、保全区域近傍で実施する建設工事が保全区域に係る管理に及ぼす影響を軽減するため、保安規定第96条(保全区域)及び第97条(周辺監視区域)の変更を行い、現在の保全区域を一部変更する。

(2) 品質・保安会議に係る事項の変更

今般、組織的な対応の強化のため、これまで進めてきた安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約する一環として、以下の品質・保安会議に係る事項の変更を反映する。

a. 品質・保安会議議長等の変更

品質・保安会議の議長を副社長(安全担当)から安全・品質本部長に変更し、 安全・品質本部副本部長を委員に追加するため、保安規定第 17 条 (職務)、第 20 条 (品質・保安会議の審議事項、構成等)及び別図1 (保安に関する組織)の変 更を行う。

第 17 条 (職務) の変更に伴い、第 5 条 (品質マネジメントシステム計画) で引用している号番号の変更を行う。

b. 再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の変更 再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議 から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第 17 条 (職務) 及び第 20 条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) の変更を行う。

#### (3)記載の適正化

誤記修正その他の記載の適正化を行う。

### 3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。
- (2) 本規定施行の際、第5条(品質マネジメントシステム計画) 5.5.2(品質マネジメントシステム管理責任者)、第17条(職務)第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第6号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第20条(品質・保安会議の審議事項、構成等)及び別図1(保安に関する組織(第16条関係))のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。
- (3) 本規定施行の際、別図4 (保全区域図(第96条関係))及び別図5 (周辺監視 区域図(第97条関係))については、保全区域の管理に係る措置の変更が可能と なった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

以上

別添

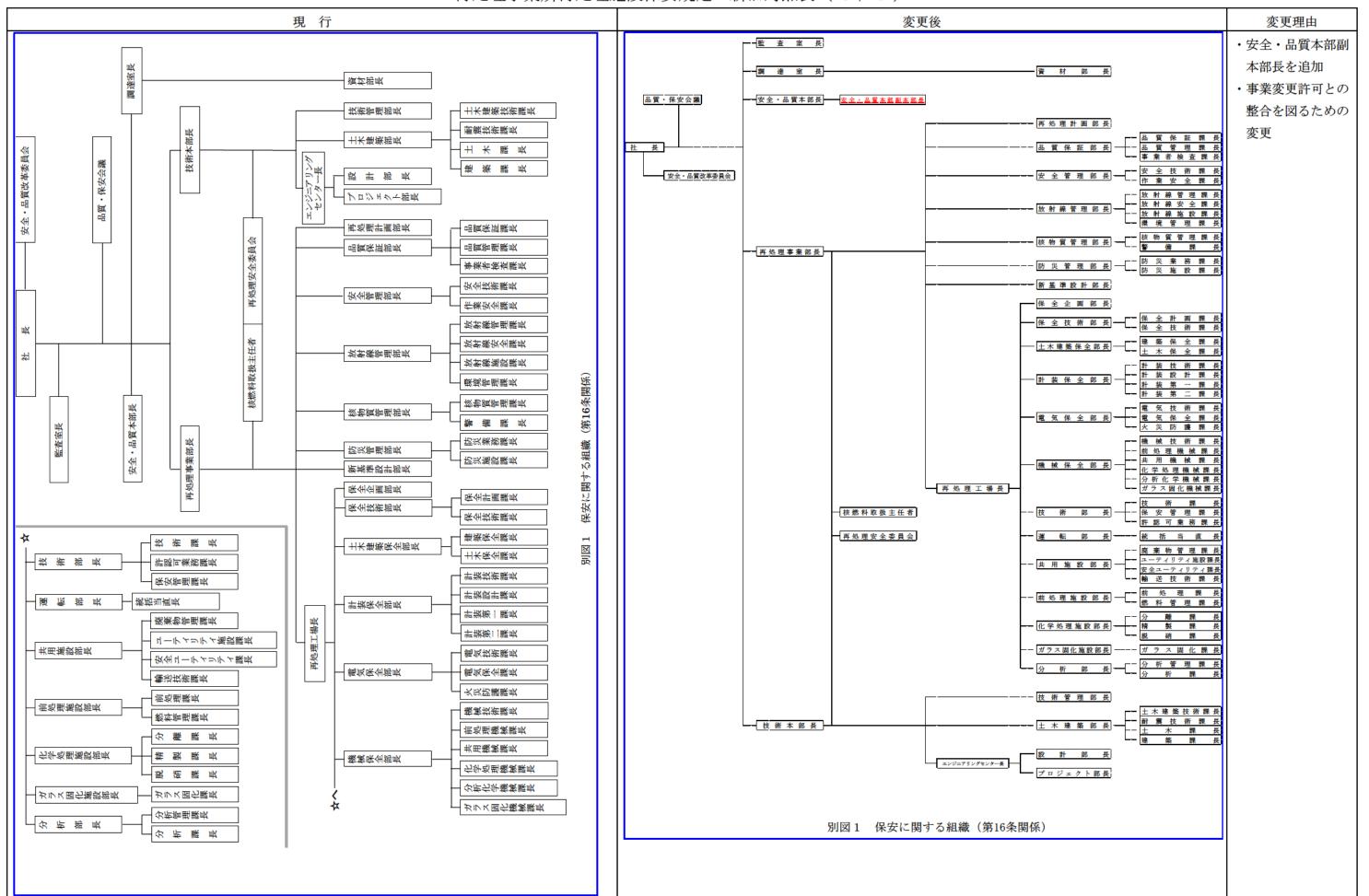
再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表( 1 / 6 )			
現行	変更後	変更理由	
(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)		
第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。		
(略)	(略)		
5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者		
社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び <mark>第 6 号</mark> に示す職位の者を、品質マネジメントシ	社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び <mark>第 7 号</mark> に示す職位の者を、品質マネジメントシ	・安全・品質本部副	
ステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権	ステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権	本部長の追加に伴	
限を与える。	限を与える。	う号番号の繰り下	
a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	げ	
b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		
c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上す	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上す		
るようにすること。	るようにすること。		
d. 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。		
(以下、略)	(以下、略)		
(職務)	(職 務)		
		<ul><li>・役員等への安全に</li></ul>	
2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	係る教育(以下	
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)	「役員教育」とい	
	(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調	う。)の実施責任	
達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。) <b>及び</b>	達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品	者を明確化	
	 質・保安会議の運営に係る業務 <u>及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育</u> を行うとともに、	・安全・品質本部副	
業務を行う。	所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	本部長の職務を追	
	(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。	加(以降、番号を	
$(6) \sim (62)$ (略)	$(7) \sim (63)$ (略)	繰り下げ)	
(品質・保安会議の審議事項、構成等)	(品質・保安会議の審議事項、構成等)	・役員教育の実施計画なる	
第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審	第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審	画を審議事項に追 加(以降、番号を繰	
議する。	議する。	り下げ)	
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)	・品質・保安会議の	
_(新規追加)_	(4) 第 17 条に基づく再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画	議長を変更 ・安全・品質本部副	
$\underline{(4) \sim (5)}$ (略)	<u>(5)~(6)</u> (略)	本部長を品質・保	
2 品質・保安会議は、 <u>副社長(安全担当)</u> を議長とし、 <u>安全・品質本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、	2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>安全・品質本部副本部長</u> 、事業部長、再処理計画	安会議の委員に追	
核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。	部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。	加	
3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。	3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。	<ul><li>・安全・品質本部副本部長を会議の成</li></ul>	
(1) 会議は、 <mark>安全・品質本部長</mark> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員		立に必要な委員に	
の出席をもって成立とする。	の委員の出席をもって成立とする。	追加	
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行		・安全・品質本部副	
者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。	者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。	本部長を持ち回り 審議の対象となる	
(2) 議長が四席できない場合は、議長が指名した名が議長の職務を代刊する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・	(2) 議長が田席できない場合は、議長が指名した名が議長の職務を代刊する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・	委員に追加	
(3) 会議の番議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、 <u>女生・</u> 品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会	(3) 会議の番議事項であって緊急に処理する必要があり、かう、会議の開催が困難な場合は、 <u>女生・</u> 品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りに	・役員教育の実施に	
<u> </u>	<u>の資本的関本的及</u> 、事業的及、特定性計画的及、核然科取扱工具有を含む過十級の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。	ついて、品質・保安	
(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。	(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。	会議の審議事項 (第20条第1項)	
$4\sim5$ (略)	$4\sim5$ (略)	及び安全・品質本	

## 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表(2/6)

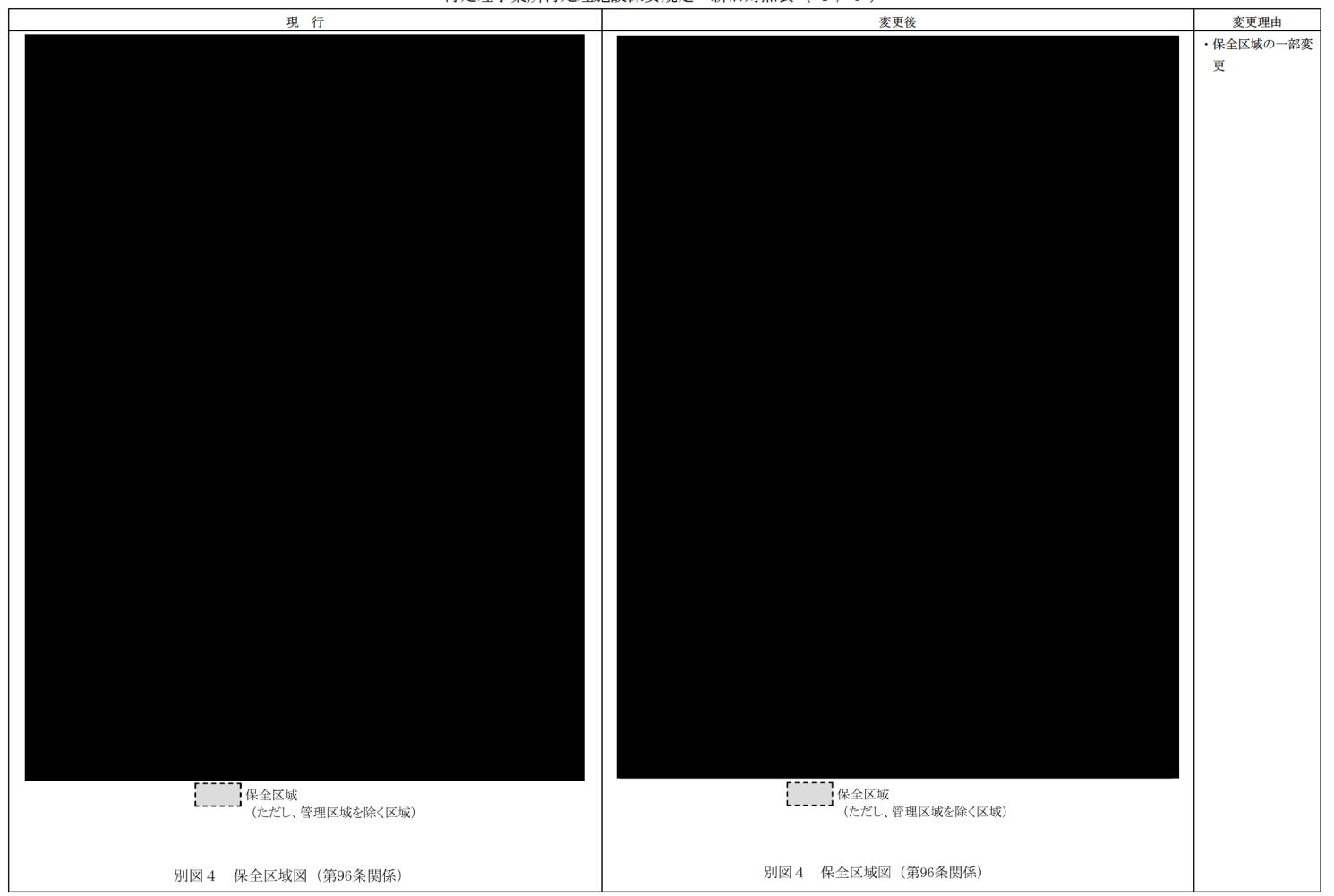
現行	変更後	変更理由	
6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期 等を記載した実施計画を定め、実施させる。	<u>(削除)</u>	部長の職務(第 17 条 2 項)に記載	
	附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)  1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。  2. 本規定施行の際、第5条(品質マネジメントシステム計画) 5.5.2 (品質マネジメントシステム管理責任者)、第17条(職務)第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第6号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第20条(品質・保安会議の審議事項、構成等)及び別図1(保安に関する組織(第16条関係))のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。  3. 本規定施行の際、別図4(保全区域図(第96条関係))及び別図5(周辺監視区域図(第97条関係))については、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。		

別添

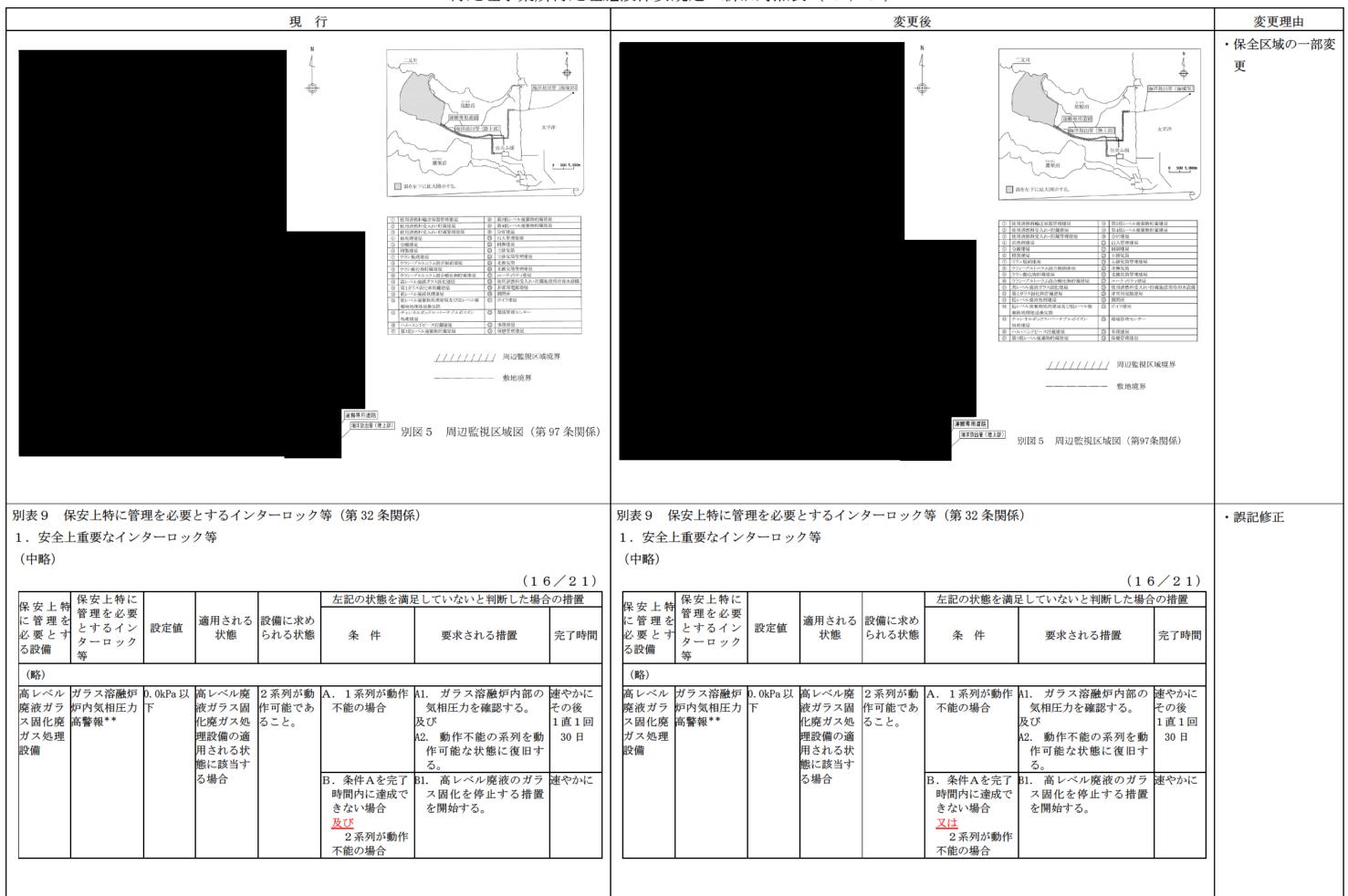
### 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 (3/6)



## 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表(4/6)



### 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表 (5/6)



# 別添

## 再処理事業所再処理施設保安規定 新旧対照表(6/6)

現行			変更後			変更理由
別表 44 放射	· 44 放射線業務従事者 <u>に係る</u> 線量の評価項目及び頻度(第 98 条関係)			別表 44 放射線業務従事者 <mark>の</mark> 線量の評価項目及び頻度(第 98 条関係)		
(以下、略)			(以下、略)			
別表 45 放射	川表 45 放射線業務従事者 <u>に係る</u> 線量限度(第 98 条関係)		別表 45 放射線業務従事者 <u>の</u> 線量限度(第 98 条関係)			・記載の適正化
(以下、略)	(以下、略)			(以下、略)		
別表 45 の 2	別表 45 の 2 緊急作業期間中 <u>の</u> 緊急作業従事者 <u>に係る</u> 線量限度(第 98 条関係)			別表 45 の 2 緊急作業期間中 <u>における</u> 緊急作業従事者 <u>の</u> 線量限度(第 98 条関係)		
(以下、略)			(以下、略)	(以下、略)		
別表 45 の 3	別表 45 の 3 緊急作業期間中 <u>の</u> 緊急作業従事者 <u>に係る</u> 線量の評価項目及び頻度(第 98 条関係)			別表 45 の 3 緊急作業期間中 <u>における</u> 緊急作業従事者 <u>の</u> 線量の評価項目及び頻度(第 98 条関係)		
(以下、略)			(以下、略)			
別表 48 周辺	別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 103 条関係)		別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 103 条関係)		・誤記修正	
測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1	測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1	
(略)			(略)			
*1:測定地点を別図6に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の			*1:測定地点を別図6に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の			
故障等により測定不能となった場合については、代替措置を <u>第89条の規定</u> に定め、実施する ものとする。			故障等により測定不能となった場合については、代替措置を <u>「再処理事業所 再処理施設保</u> 安規定運用要領」に定め、実施するものとする。			
_	こ / 。。 の算定については、線量告示第 10 条	によるものとする。	*2:線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。			